

幼稚園教育要領編成の指針～教育課程の適切な編成と実施に向けて～

○幼稚園教育要領改訂の経緯

「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」
(平成17年1月 中央教育審議会答申)

- 2つの方向性3つの課題7つの重点施策が出される
- ① 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
 - ② 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

平成17年

平成18年12月
教育基本法改正

家庭教育(第10条)
幼児期の教育(第11条)
学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)

平成18年

平成19年6月
学校教育法改正

幼稚園
幼稚園教育の目的・目標(第22条、第23条)
子育て支援・預かり保育(第24条)
教育課程(第25条)、就学期間(第26条)
準用規定(第42、第43条)

平成19年

平成20年1月
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申

平成20年3月

幼稚園教育要領の改訂

幼稚園教育の基本は引き継ぎ 内容の充実を図る

生きる力の基礎を育成

- I: 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- II: 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

遊びを通じた総合的な指導 個々の特性に応じた指導 幼児期にふさわしい生活

環境を通して行う教育を基本

5領域

健康

人間関係

環境

言葉

表現

発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

子育て支援と預かり保育の充実

1 幼稚園教育要領改訂の経過

平成15年5月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して「今後の初等中等教育改革の推進の方策について」の包括的な諮問がおこなわれ、多岐にわたる課題のうち、「義務教育制度に接続するものとして幼児教育の在り方」について検討するため幼児教育部会が設置され、幅広い観点から幼児教育の在り方について審議がなされました。その審議の結果として、中央教育審議会から平成17年1月に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた、今後の幼児教育の在り方について」の答申が出されました。

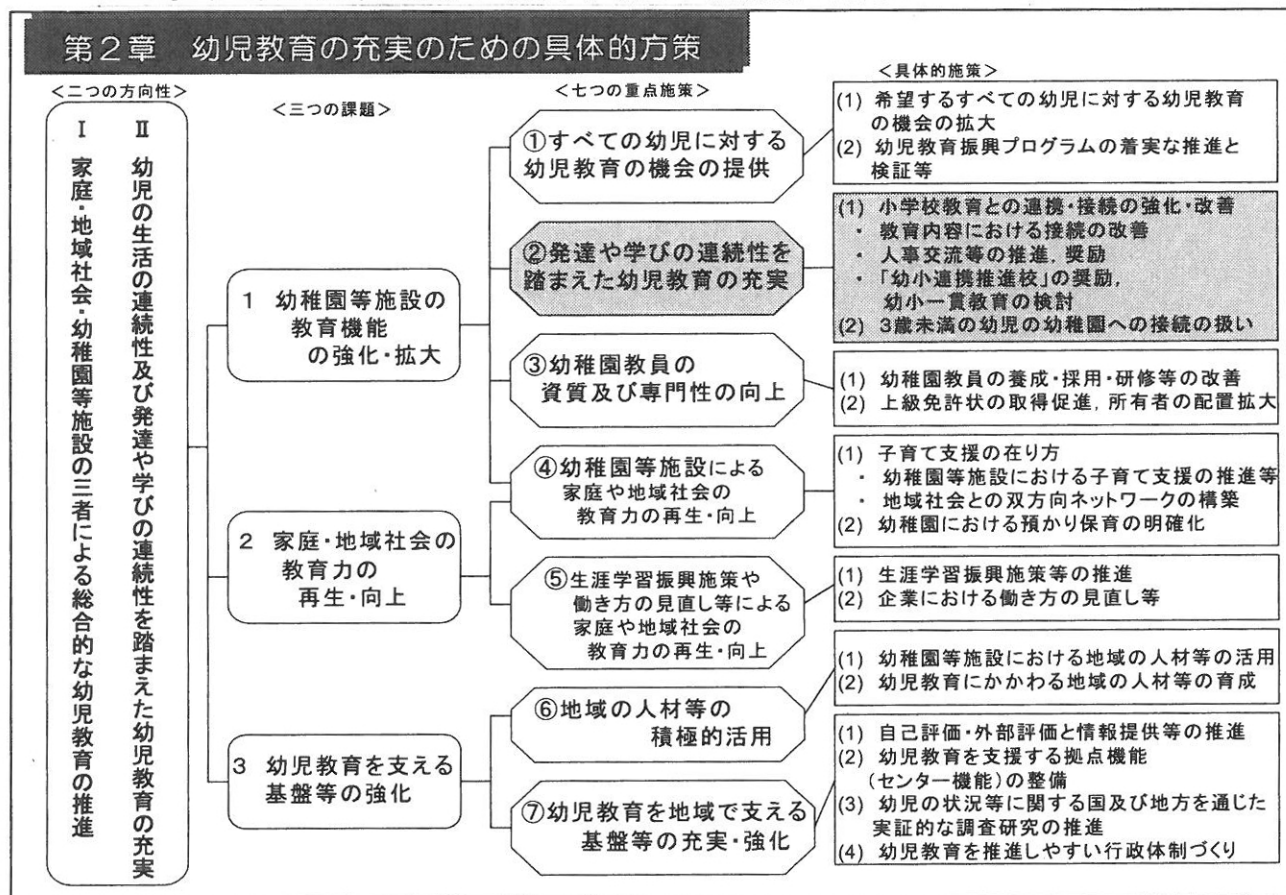
この答申では、今後の幼児教育の在り方として、Ⅰ家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進、Ⅱ幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実という二つの方向性が示されました。

平成20年3月に文部科学省から告示された幼稚園教育要領は、こうした答申を受け、近年著しく変わる社会状況や幼児の育ちの実態を踏まえながら、これまでの基本的な考え方は引き継ぎ、いくつかの項目を追加するという形で改訂されました。

これからの幼稚園教育は、小学校や中学校につながる学校教育のはじまりとして教育基本法（第10条から第13条）に位置付けられました。さらには、学校教育法において、幼稚園の目的や目標、家庭及び地域における幼児期の教育の支援が規定され（第22条から第26条）、また第42条・第43条では、情報開示、学校評価が義務付けられるなど、次の時代の幼稚園教育の骨格が示されました。

(参照：前ページ参考資料)

参考「中央教育審議会答申（H17. 1）第2章幼児教育の充実のための具体的方策」



■■■■ 教育課程に関する事項

2 幼稚園教育要領改訂のポイント

(1) 構成の内容について

幼稚園教育要領の構成は、教育基本法及び学校教育法の改正を踏まえ、目標を削除し、第1章に新たに預かり保育と子育て支援に関する規定を設けました。また、第3章を教育課程に関する第1と預かり保育と子育ての支援に関する第2に分けて改訂がおこなわれました。

改訂前	改訂後
第1章 総則	第1章 総則
1 幼稚園教育の基本	第1 幼稚園教育の基本
2 幼稚園教育の目標	第2 教育課程の編成
3 教育課程の編成	第3 <u>教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など</u>
第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容
健康	健康
人間関係	人間関係
環境	環境
言葉	言葉
表現	表現
第3章 指導計画作成上の留意事項	第3章 <u>指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</u>
1 一般的な留意事項	第1 <u>指導計画の作成に当たっての留意事項</u>
2 特に留意する事項	1 一般的な留意事項
	2 特に留意する事項
	第2 <u>教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</u>

新しい幼稚園教育要領は、これまでの幼稚園教育の基本的な考えは引き継ぎ、その上で内容の充実を図るとしています。

「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。」

幼稚園教育要領 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 より抜粋

(下線部分はこれまでの幼稚園教育要領と変わった所)

(2) 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

【預かり保育】

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること

幼稚園教育要領 第1章総則第3

【関連事項】

第3章第2 留意事項

- 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにする。
(預かり保育の担当者と教育課程の担当者の緊密な連携が大切)
- 預かり保育の計画を作成するようにする。
- 地域の実態や保護者の事情・幼児の生活リズムを踏まえた弾力的な運用に配慮する。
- 適切な指導体制の整備と幼稚園教師の責任と指導の下に行う。
(学校教育法第22条及び第23条、幼稚園教育の基本を踏まえる)

【子育ての支援】

幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること

幼稚園教育要領 第1章総則第3

【関連事項】

第3章第2 留意事項

- 相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を提供する。
- 園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮する。
- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割とする。

【特別支援教育】

特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ(中略)個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

幼稚園教育要領 第3章 第1

【関連事項】

第3章第1 留意事項

- 集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。
- 特別支援学校などの助言または援助の活用をする。
- 指導についての計画を個別に作成(個別の指導計画)する。
- 家庭や医療・福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成(個別の教育支援計画)する。

(3) ねらいと内容について

健康

・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する活動の充実 ・十分に体を動かす気持ちよさの体験 ・基本的な生活習慣の形成 	手がかり	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育基本法」 ・環境構成の工夫 ・家庭での生活経験に配慮
------	--	------	--

人間関係

・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

ポイント	<p>ねらい：(2) これまでの教育要領より一歩進んだねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協同する経験を重ねる ・物事をやり遂げようとする気持ちをもつ ・体験を重ねながらきまりの必要性に気付く ・家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちを育てる 	手がかり	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度中央教育審議会答申に幼稚園教育と小学校教育の接続の観点からの「協同的な学び」 ・人とのかかわりを通して、規範意識の芽生えを培う ・折り合いをつける体験（自分の気持ちを調整する） ・道徳性の芽生えを培う
------	---	------	--

環境

・周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・従来どおり身近な社会生活や動植物の生命また自然やものの仕組みなどへの理解や興味を育てる ・他の幼児の考えに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい自ら考える 	手がかり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にかかわり、好奇心・探究心を育てる中で思考力の芽生えを培う ・疑問をそのままにしない
------	---	------	--

言葉

・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くようとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの言葉で表現しようとする ・人の話をよく聞き、伝え合いができるようにする 	手がかり	<ul style="list-style-type: none"> ・思考力の芽生えを培う ・言語活動の充実を図る
------	--	------	--

表現

・経験したことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・表現する過程を大事にして、自己表現が楽しめるようにする 	手がかり	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の過程
------	--	------	--

3 小学校教育とのつながり ～新学習指導要領における幼稚園に関する記載～

学校教育法第22条を受けて 第3章 第1の1 (9) 「幼稚園においては～」
第1の2 (5) 「幼稚園と小学校～」という幼稚園と小学校との連携について
の文言が示されています。

(新要領)



これまでの教育要領の内容に加え、幼稚園と小学校の連携を規定する
〈活動の例〉として、幼児と児童の交流、教師同士の意見交換や合同の研究会

こうした点が、小学校学習指導要領に反映されています。

(平成20年3月 小学校学習指導要領から抜粋；網掛け部が反映箇所)

- <総則> 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。
- <国語> 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。
- <生活> 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。
- <音楽> 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。
- <図画工作> 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。
- <特別活動> [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

4 教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、次の視点を十分踏まえて行うことが大切です。

- 1：法改正に伴う変更点
- 2：幼稚園教育の目的、目標
- 3：新たに加わった内容
- 4：地域の実態や子どもの実態の変化

学校教育法第23条 幼稚園教育の目標
幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

強調されたものとして

- 基本的な生活習慣の形成
- 家族や身近な人への信頼感、規範意識の芽生え
- 生命及び自然に対する興味、思考力の芽生え
- 相手の話を理解しようとする態度
- 豊かな感性と表現力の芽生え

(例)

幼稚園教育要領（第1章総則第2）から

幼稚園は、家庭と連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

こうした視点をもって、各園での幼児の実態を踏まえ、目的・目標を具現化するために、どのような指導計画を立て取り組んでいくか重要である。また、新たに加えられた内容についての取扱い等も視野に入れながら作成する。

5 Q&A

Q1 幼稚園教育の中で培う力と小学校教育のつながりについてどのように捉えたらよいですか。

幼稚園教育では、豊かな心や健やかな体はもちろんのこと幼児が遊びを通じて、学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事にかかわろうとする気持ちをもつようになることなど「生きる力」の基礎を育成し、義務教育の基礎を培っています。

さらに、これらは、それだけにとどまらず生涯にわたる教育の基礎を伴っており、社会に出てからも物事に主体的に取り組み、自ら考えさまざまな問題に積極的に対応し解決していくようになっていきます。

「生きる力」とは、一知・徳・体のバランスのとれた力

「変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。」

Q2 領域「人間関係」の内容の取扱い留意事項として、“規範意識の芽生え”が新たに示されていますが、“道徳性の芽生え”と“規範意識の芽生え”をどのようにとらえたらよいのですか。

道徳性とは、社会の中でみんなと一緒に生きていくために人々が共通にもっている価値観を受け入れつつ、自分の要求や行動を実現していくことです。「道徳」とは、他者や社会と調和した形で自分の個性を発揮できるようになることです。どちらかというとな個人的な価値の強い言葉と言えます。

規範意識は、道徳心の基礎として重要であると考えられます。「規範」とは、社会あるいは国家が長い年月の間に熟成させている暗黙のその社会を動かしていくためのルール、あるいは約束事のようなものの総称です。規範意識とは、それを身に付けるという意識をもっているととらえることができます。

Q3 「協同して遊ぶ」とは、どのような幼児の姿ですか。また、そこに至るまでにどのような経験を重ねていくことが大切ですか。

「協同して遊ぶ」とは、幼児が自分らしさを十分に発揮しながら、互いにかかわりを深め、ともに活動する中で幼児同士がイメージや思いをもって交流し合いながらそこに共通な願いや目的が生まれ、それに向けて工夫したり、協力したりすることなどの姿です。

そして、幼児は仲の良い友達だけではなくいろいろな幼児と一緒に、さらには、学級全体で遊ぶことができるようになっていきます。

「そこに至るまでの経験について」は、次の4つの視点が考えられます。

①自発性について

幼児が他の幼児とのかかわりの中で一人一人が、その子らしく遊ぶことができるように自発性を獲得し、この自発性を基盤としてより生き生きとした深みのある人間関係を築き広げている

くことです。そうした中で、人とつながる喜びや共にいることの喜びなどの協同性の芽が生まれ、自発性もはぐくまれていきます。

②イメージや目的の共有・協力・工夫・試行錯誤について

幼児同士がイメージや目的を共有しそれを実現しようと協力したり、工夫したり、時には試行錯誤をしながら幼児自身が、活動自体を楽しみ活動を展開していきます。

③共通な目的を実現することに係る関係性について

共通の目的を実現することが大切なのではなく、共通の目的の実現を目指して幼児同士がやりとりする過程が大切です。このやりとりを通して、幼児が一人では得られないものに、集中していく気分を感じたり、その中で工夫し合ったり、力を合わせて問題を解決したりして自分も他の幼児も生き生きとするような関係性を築くことが大切です。

④協同性と集団について

集団の中で一人一人の良さが発揮され、影響し合う中で、一人ではできないことも力を合わせれば可能になるという気持ちが育つようにすることが必要です。幼児自身が集団の中のかげがえのない一員であることを知り、同時に仲間への信頼感をもつことができるようになっていくようにすることが大切です。

Q 4 小学校新学習指導要領に幼稚園との連携について、それぞれどのように位置付けているのですか。幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のために重要な点や具体的な改善点などは何ですか。

幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領における学校種間連携に係る記述は、次のとおりです。

- ・幼稚園教育要領 第3章第1 一般的な事項(9)
第3章第2 特に留意すべき事項(5)
- ・小学校学習指導要領総則 第4 2(12)
第4 2(12) 解説

連携の重要点、具体的な改善点は、次のとおりです。

- ①組織としての継続的・計画的な連携が必要であること
- ②幼児と児童の交流では、相互のねらいや方法などを踏まえ互いに意義ある交流活動とすること
(例)
 - ・実施に当たって年間計画を作成すること
 - ・交流活動について事前の打ち合わせを実施すること
 - ・交流活動後に互いの意見や情報を交換すること
 - ・それぞれの発達に照らして適切なねらいを幼稚園と小学校がそれぞれ設定すること
- ③幼稚園教育と小学校教育の相違点・共通点を踏まえた内容であること
- ④教師同士の交流では、幼稚園・小学校の教師がともに幼児期から児童期への発達のねらいを理解するとともに、お互いの教育内容や教育方法、指導方法について理解を深めること